公共下水道整備工事について

公共下水道は、速やかな生活汚水の排除による生活環境の改善や海などの公共水域の水質保全のために重要な施設です。これまで下水道の整備を進めてきましたが、今後もより多くの方に利用していただけるように公共下水道整備工事を進めているところです。

工事範囲について

今回の下水道本管工事に併せて、敷地内の下水を下水道本管へ流すための汚水取付管と公共ますを設置いたします。下水道公共ます等設置承諾書（1-2, 1-3 ページ）は、後日伺いますので、必ず位置をご確認の上提出してください。なお、位置の決定にあたり相談がある場合は、市担当職員若しくは廿日市市下水道排水設備指定工事店（別紙一覧表）にご連絡ください。

公共ますは、排水設備と接続することとなるので設置場所については、十分検討のうえ決定してください。

なお、本工事完了後に公共ます等の設置を希望される場合には、設置時期について市と協議して下さい。

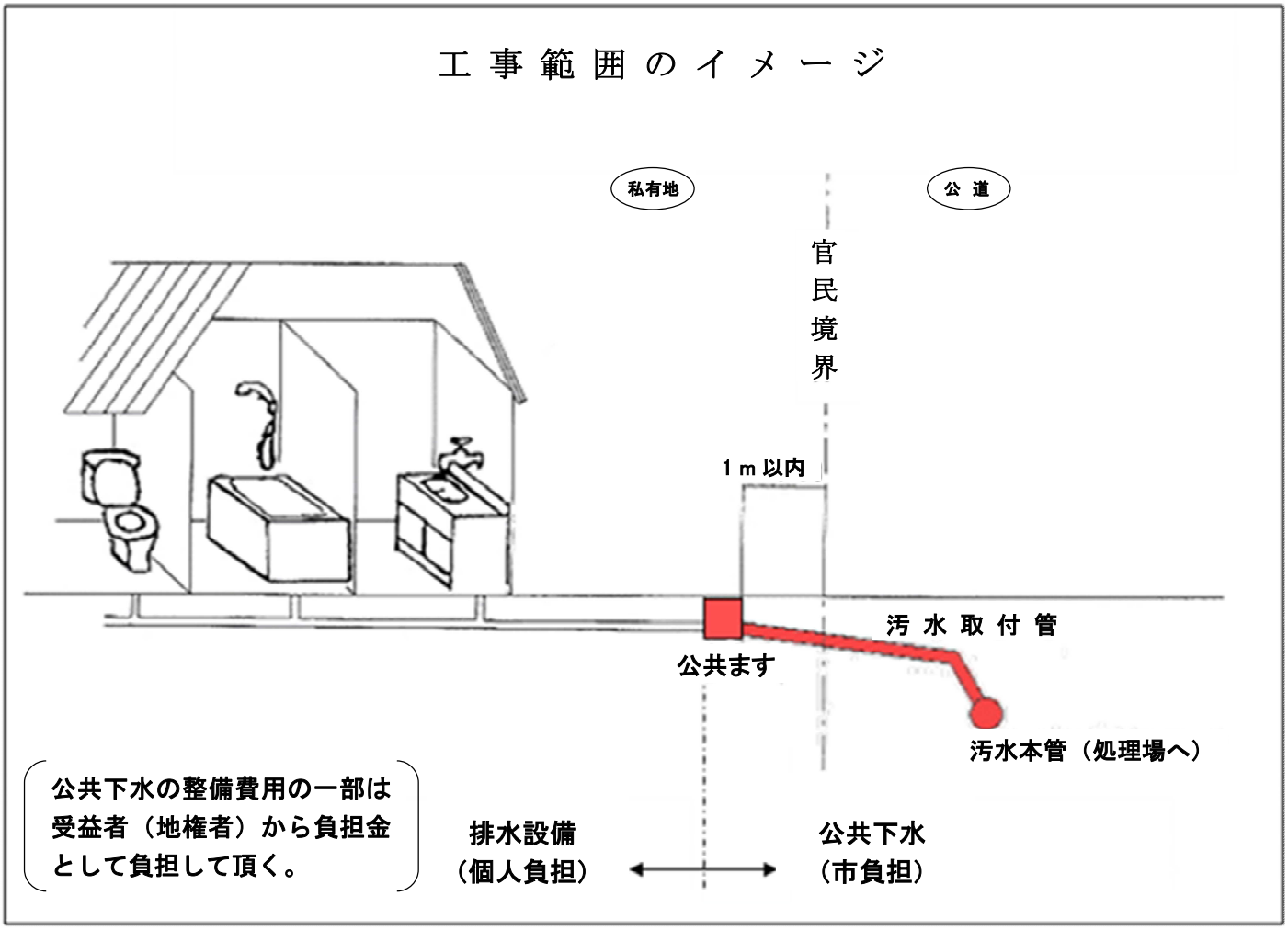

※ 下水道本管工事、公共ます及び汚水取付管の設置位置についての問合せ

下水道建設課（工務第１係）　TEL0829-32-5486（直通）

下水道建設課（工務第２係）　TEL0829-20-5376（直通）

※ 負担金についての問合せ

下水道経営課（営業係）　TEL0829-32-5490（直通）

様式第２号（第４条関係）

下 水 道 公 共 ま す 等 設 置 承 諾 書

年　　月　　日

廿 日 市 市 長　様

承諾者
住　　所
ふりがな
氏　　名　　㊞
電話番号
（法人その他の団体にあっては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり公共ます等を設置すること及び設置の条件について承諾します。

設 置 場 所	廿日市市
土地の所有者	住　　所 氏　　名　　㊞
家屋の所有者	住　　所 氏　　名　　㊞
敷 地 面 積	平方メートル
公共ます等箇所数	箇所
設 置 条 件	1　設置する土地の使用は、公共ます等の存続期間とし、当該土地使用料は、無償とします。 2　公共ます等の設置後、維持管理のための立入りについて協力します。 3　設置された公共ます等の周辺には、維持管理の支障となる構造物等は設置しません。 4　公共ます等の設置後、位置及び構造等は許可なく変更しません。 5　設置場所を変更するときの費用は、負担します。

付属用紙

平　面　図	敷地面積（　　㎡）

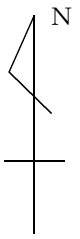

注　敷地及び建物の形状並びに取付管の設置希望位置を記入して下さい。

様式第２号（第４条関係）

記 入 例

下 水 道 公 共 ま す 等 設 置 承 諾 書

年　　月　　日

廿 日 市 市 長　様

承諾者
住　　所　***廿日市市下平良一丁目１１番１号***
ふりがな
氏　　名　***廿日市（はつかいち）　太郎（たろう）***　㊞
電話番号　***0829-32-5486***
（法人その他の団体にあっては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり公共ます等を設置すること及び設置の条件について承諾します。

設　置　場　所	***廿日市市下平良一丁目１１番１号***
土地の所有者	住　　所　***廿日市市串戸五丁目１０番１５号*** 氏　　名　***廿日市　二郎***　㊞
家屋の所有者	住　　所　***廿日市市下平良一丁目１１番１号*** 氏　　名　***廿日市　太郎***　㊞
敷　地　面　積	***１６５***　平方メートル
公共ます等箇所数	***1***　箇所
設　置　条　件	1　設置する土地の使用は、公共ます等の存続期間とし、当該土地使用料は、無償とします。 2　公共ます等の設置後、維持管理のための立入りについて協力します。 3　設置された公共ます等の周辺には、維持管理の支障となる構造物等は設置しません。 4　公共ます等の設置後、位置及び構造等は許可なく変更しません。 5　設置場所を変更するときの費用は、負担します。

付属用紙

記入例

平　面　図　　敷地面積（　○○○㎡）

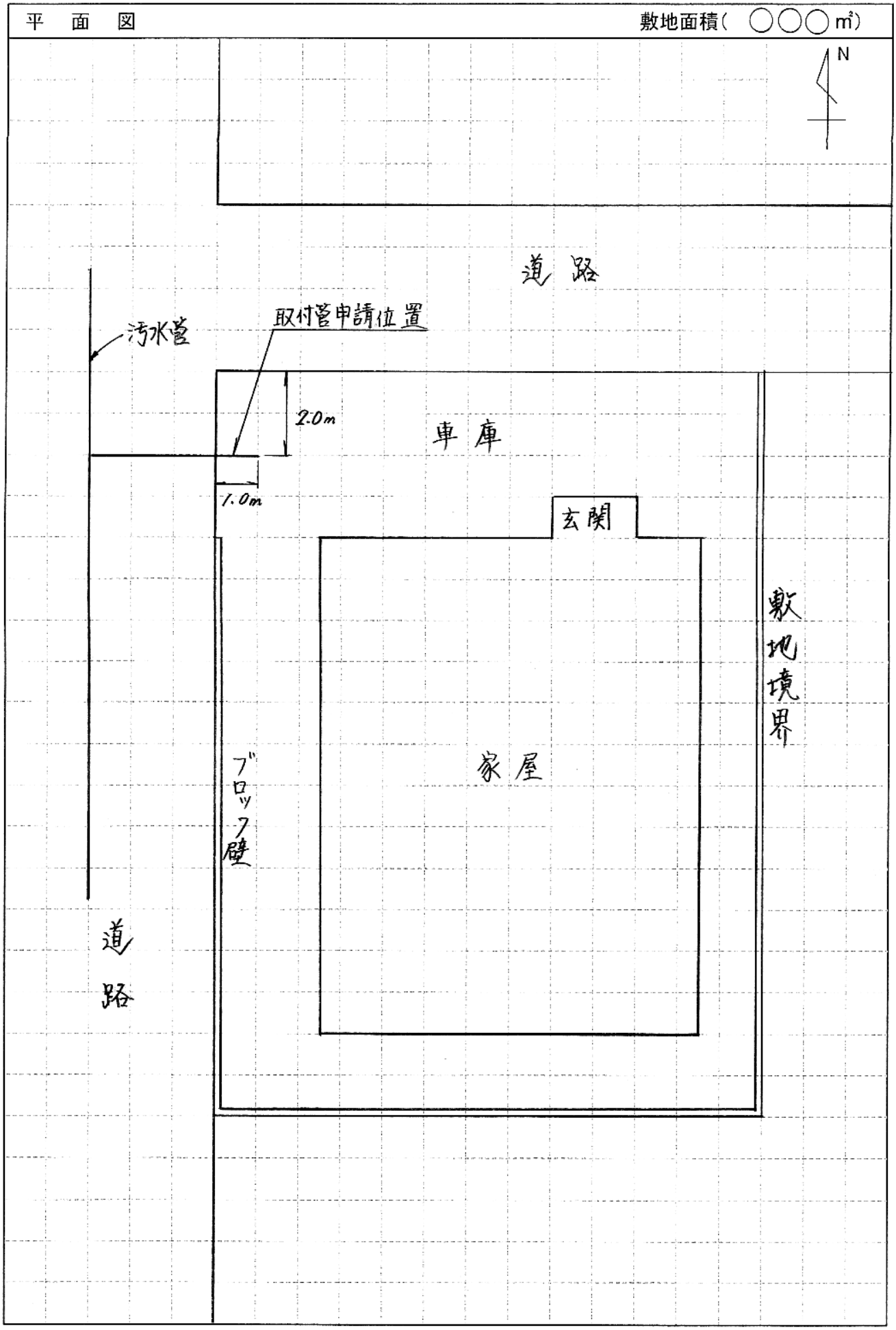

（注）敷地及び建物の形状並びに取付管の設置希望位置を記入してください。